

# 坂戸市 子ども読書活動推進計画



平成28年度～平成32年度

平成28年3月  
坂戸市教育委員会

## 坂戸市子ども読書活動推進計画目次

第1部 総論	… 3
第1章 計画策定の趣旨	… 3
1 子どもの読書に関する国および県の動向	… 3
2 子どもの読書活動の意義	… 3
第2章 計画の基本的な考え方	… 4
1 計画の性格	… 4
2 計画の目標	… 5
3 計画の期間	… 5
第2部 各論	… 6
第1章 家庭・地域、学校における子どもが読書に親しむ機会の提供と充実	… 6
1 家庭における推進	… 6
2 地域における推進	… 7
(1) 市立図書館における推進	… 7
(2) 公民館、児童館、その他施設における推進	… 8
3 学校等における推進	… 9
(1) 保育園や幼稚園における推進	… 9
(2) 小・中学校における推進	…10
4 地域、学校等の連携・協力	…11
第2章 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実	…12
1 市立図書館の整備・充実	…12
(1) 図書資料の整備・充実	…12
(2) 設備等の整備・充実	…12
(3) 司書の充実	…13
(4) 障害のある子どもたちのための諸条件の整備	…13
2 学校図書館の整備・充実	…15
(1) 図書資料の整備・充実	…15
(2) 設備等の整備・充実	…15
(3) 司書教諭等図書館担当職員の充実	…16
(4) 障害のある子どもたちのための諸条件の整備	…17
第3章 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進	…17
1 「子ども読書の日」を中心とした啓発・広報	…17
2 優良な図書の普及	…18

第4章 子どもが読書に親しむための推進体制の整備	…18
第3部 資料	…20
1 坂戸市子ども読書活動推進計画の体系	…20

## 第1部 総論

### 第1章 計画策定の趣旨

#### 1 子どもの読書に関する国および県の動向

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものとし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、そのための環境整備を社会全体で積極的に推進していくことが極めて重要であるとされています。

こうしたことを基本に、国は平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定し、4月23日を「子ども読書の日」と決めました。さらに平成14年8月には、法に基づき、第一次となる基本計画を策定し、これを指針として総合的、計画的な施策推進を図ることとされました。計画は現在第三次計画に引き継がれています。

一方埼玉県でも、平成14年度に策定された「彩の国教育改革アクションプラン」の中で、豊かな心をはぐくむ重要な柱として、子どもの読書活動の推進が位置づけられ、平成16年3月には、「埼玉県子ども読書活動推進計画」が策定され、以来、国と同じく環境の整備が図られています。

これらの動きを受け、本市においても国・県と同調して子どもの読書活動を推進するため、平成18年に「坂戸市子ども読書活動推進計画（平成18年度～平成22年度）」を策定し、地域における種々の施策を行ってきましたが、今回、第二次計画期間の満了に伴い、これまでの成果を踏まえ、継続的に取り組みを行うため、第三次「坂戸市子ども読書活動推進計画」を策定したものです。

#### 2 子どもの読書活動の意義

読書により、子どもたちは広い世界を知り、発見や感動を体験し、自ら考える習慣や豊かな感性、思いやりの心が身に付くほか、語彙量の増大や文章を書く力などの向上が期待できます。これらは、より高度な教育に進めるための基礎学力としても、生涯にわたり大変重要で意義のあることです。

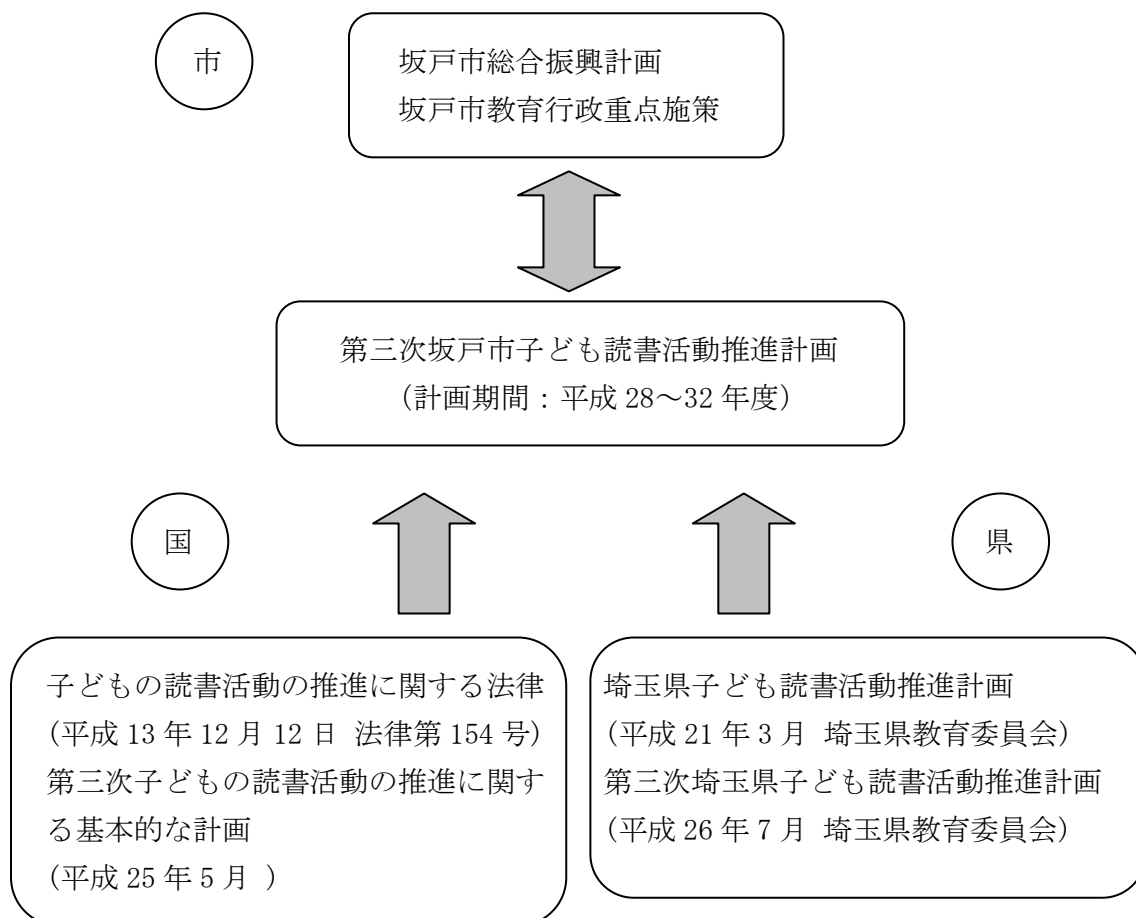
このように、子どもたちが本との出会いを体験し、人生において本と長く親しんでいけるためには、子どもの発達段階に応じた支援が必要であり、自ら進んで読書活動に取り組めるよう、社会全体でこれを支え、環境の整備に努めていくことが求められます。

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の性格

- (1) 本計画は「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく計画であり、本市における今後5年間の子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性と取組みの体系を示すものです。
- (2) 本計画は国計画及び県計画に沿い、本市における子どもの読書活動の状況を踏まえて策定するものです。
- (3) 本計画は坂戸市総合振興計画、坂戸市教育行政重点施策及びその他の関連する計画との整合を図ります。
- (4) 本計画による取組みは、各年度の予算や個別の事業計画などの中で具体化していきます。

#### 《 関 連 図 》



## 2 計画の目標

### (1) 家庭・地域、学校における子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

子どもを取り巻くそれぞれのシーンにおいて、発達段階に応じた読書に親しむ機会の提供と充実を図ります。

### (2) 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実

図書館や公民館、学校図書館等において、子どもの読書活動の場として好ましい環境を提供するための整備・充実を図ります。

### (3) 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進

保護者、学校・施設の教職員などに対し、子どもの読書活動への理解と関心を深めてもらうための啓発・広報を図ります。

### (4) 子どもの読書に親しむための推進体制の整備

計画の推進を実効性あるものとするため、その進捗状況や見直し改善など進行管理のための体制を整えます。

## 3 計画の期間

平成28年度から平成32年度までの5年間とし、必要に応じて計画の見直しを行います。

『坂戸市子ども読書活動推進計画』	平成18年度～平成22年度（5年間）
『 〃 (第二次) 』	平成23年度～平成27年度（5年間）
『 〃 (第三次) 』	平成28年度～平成32年度（5年間）

## 第2部 各論

### 第1章 家庭・地域、学校における子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

#### 1 家庭における推進

##### 【現状と課題】

家庭において、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだりすることは、子どもが比較的低年齢のうちには機会が多いものの、子どもの成長とともに保護者の働きかけが疎遠になる傾向があります。

今後も保護者が子どもの読書活動の意義や重要性を理解し、子どもが読書活動に継続して取り組めるよう、発達段階に応じた働きかけをすることが求められます。

##### 【施策の方向】

家庭や地域における読書活動を推進するため、様々な機会を通して読書が果たす大事な役割への理解を広めていくとともに、地域で読書活動推進に関わる人材の育成や、関係地域団体への支援などを進めます。

##### 【具体的な施策】

- ア 保護者自身も読書に親しみ、家族で読書の時間を共有するなどして、家庭内での読書の雰囲気づくりに努めます。
- イ 胎児に良い影響を及ぼすとされる妊婦の音読を奨励します。
- ウ 乳幼児期においては、家族による絵本などの読み聞かせを習慣的に行うよう啓発します。
- エ 幼児から小学生のいる家庭に、家族でお話し会等の行事への参加を促進します。
- オ 中・高生の時期には、読書に関する関心が低下しないよう、読書の時間の確保について啓発します。
- カ 市が行う様々な子育て支援事業の機会に、子どもの読書や絵本についての啓発や相談に応じるほか、保護者同士の交流を進めます。
- キ 青少年の読書活動推進や、公民館事業等の中で子どもの読書活動に関連するものに対し、その取り組みを支援します。
- ク 市内の中・高校生や大学生に対し、市立図書館や学校、保育園での読み聞かせなどのボランティア参加を奨励します。

## 2 地域における推進

### (1) 市立図書館における推進

#### 【現状と課題】

市立図書館は、子どもたちばかりでなく、保護者にとっても子どもに与えたい本を選んだり、子どもと一緒に読書したりすることのできる場です。

本市の図書館は、中央図書館と、勝呂分館、大家分館そして城山公民館図書室があり、児童書の蔵書数は99,736冊で、全体に占める児童書の割合は33.7%となっています。(平成27年3月31日現在)

市立図書館では読み聞かせやブックトーク(本の紹介)などの実施、子どもに薦めたい本の展示など様々な取り組みを行っておりますが、図書館として、子どもに対するサービスの方針や運営計画を明確にし、それらに基づいて児童資料の選書・収集・提供や必要なスペースの確保、各種行事の実施、ボランティアの育成などを図っていくことが求められます。

#### 【施策の方向】

市立図書館は学校と並んで、子どもの読書活動推進の中核的な役割を担っており、引き続きその機能充実に努めます。

児童や青少年、図書館利用に障害のある子どもなどへの絵本等の提供や読書相談のほか、お話し会や映画会などのサービスを通じ、子どもが本に親しむ機会の拡大を図ります。

#### 【具体的な施策】

ア ボランティアと連携して、お話し会や映画会などの児童サービスの充実に努めます。

イ 総合的な学習の時間や、調べ学習を支援するため、児童・生徒向けのレファレンスを充実し、本を通じて自ら学習する心を育成します。

ウ 本や物語への興味を喚起する「入口」として、演劇公演などの事業を企画実施します。

エ 障害や病気療養中などの理由により、図書館利用に障害のある子どもやその保護者へのサービス充実に努めます。

オ 研修等を通じ、図書館職員のスキル向上を図るほか、児童・青少年サービスの知識・技術を持つボランティアの育成・活用を図ります。

カ 学校が行う読書教室・朝会や保育園、幼稚園が行うおはなし会等に職員を派遣し、学校等における読書活動を支援します。

キ 保育園、児童館などの職員に対し、講習会などを通じ、図書室の運営



- や読み聞かせ、ストーリーテリング（※1）などの技術向上を支援します。
- ク 読書活動推進のために活動する地域ボランティアの発掘・育成に努めます。
  - ケ 除籍済みとなった図書や雑誌を、リサイクル資料として広く市民に提供し、家庭での読書機会の拡大につなげます。
  - コ 子どもやあらゆる世代にとり、より利用しやすい市立図書館となるよう、社会情勢や利用者の声に常に耳を傾けます。

※1 お話し（物語）を覚えて子どもたちに語って聞かせること。「お話し」、「素話し」ともいいます。幼児でも物語を楽しむことができ、読書への導入手段としても用いられます。

## （2） 公民館、児童館、その他施設における推進

### 【現状と課題】

子どもの読書活動は、家庭や図書館だけではなく、地域の公民館、地域交流センター、児童館、学童クラブなどにおいても行われています。子どもが生涯にわたる読書習慣を身につけるためには、様々な機会を通して本に触れ、親しんでいくことが大切です。

本市には公民館が8館、地域交流センターが1館、児童館が4館、学童クラブが12か所あり、親子向けの集いの広場も2か所あります。

公民館と児童館には図書室や図書コーナーがありますが、蔵書は充分ではなく、団体貸出などの利用や、読み聞かせなどのボランティア派遣なども実例が少ないのが現状です。

この中で、集いの広場については定期的にボランティアを派遣し、親子で本に親しむ事業として能動的に行われています。

### 【施策の方向】

公民館等、児童館、その他施設においては、子どもたちの読書意欲に応えるため、市立図書館の団体貸出制度の活用や、ボランティア派遣などを通じ、読書機会の拡充に努めます。

### 【具体的な施策】

- ア 公民館等、児童館、学童クラブにおいて、市立図書館の団体貸出制度などを通じ、蔵書数の補完を図ります。

イ 各施設が行う幼児、児童対象の事業に、読み聞かせやストーリーテリングなどの導入を促します。

ウ 集いの広場において行うお話本棚事業を通じ、幼児期の親子が本に親しむ機会の拡充について支援します。

### 3 学校等における推進

#### (1) 保育園や幼稚園における推進

##### 【現状と課題】

市立・私立の保育園では、年齢に応じて絵本の読み聞かせや、紙芝居などを取り入れた保育、または家庭への絵本の貸出しなどが行われており、また、幼稚園においても絵本や紙芝居の読み聞かせを行ったり、絵本コーナーを設置したりして、日常的な保育の中で本に親しめる取り組みがされています。

幼児期に、好奇心や探究心を高め、幼児にふさわしい感受性や知的発達を促すため、保育園や幼稚園には、子どもが絵本や図鑑などに親しく触れられることが重要です。また、家庭生活において幼児が本に親しめるためには、園による保護者への積極的な指導・支援も必要となります。

##### 【施策の方向】

保育園・幼稚園において、子どもの年齢、発達に見合った絵本を与え、本への興味や関心を高める機会づくりを行い、絵本を介して子どもと触れあい、読み手の声やぬくもりを通じて豊かな心を育てます。

##### 【具体的な施策】

ア 日常の保育の中で、読み聞かせ等、幼児が絵本に触れる機会を増やします。

イ 地域のボランティアと連携し、絵本の読み聞かせやストーリーテリングなどを実施します。

ウ 保護者会、園・クラスだより、連絡帳などを通じ園児の好む本や読ませたい本の情報を提供します。また、読み聞かせによる親子の触れあいの大切さを啓発します。

エ 園の絵本コーナーを活用し、保護者への図書の貸出しを促進します。

オ 障害をもつ子どもに対し、本を介してふれあいながら読書への興味を養い、発達を図ります。

## (2) 小・中学校における推進

### 【現状と課題】

学校における読書活動は、国語科に加え、平成14年度から始まった「総合的な学習の時間」では、児童生徒の調べ学習が重視されています。

このほか、朝の読書などによる読書時間の確保、読み聞かせやブックトーク、課題図書の設定などによる読書指導が、年間を通して実施されています。

学校図書館の果たす役割は、学習活動のための図書や資料などを備えて教育活動に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養を育成する上でも極めて大きいものです。

### 【施策の方向】

小・中学校においては、子どもたちが読書の楽しさや様々な本との出会いを体験できるよう、読書指導の目標を策定し、家庭や地域と連携して目標に向けた取り組みを進めます。

その中心的役割となる学校図書館では、司書教諭（※1）や、学校読書活動支援員を中心に、利用拡大や読書活動の推進に努めます。

また、障害のある子どもには、障害の種類や程度に応じた読書活動を進めます。

### 【具体的な施策】

ア 学校図書館では、利用案内のほか、学校ごとの推薦図書を設定して優良図書を紹介するなど、利用拡大を図ります。

イ 読書感想文コンクールへの参加の奨励や、秋の読書週間の読書集会・読書まつりなど、各学校において多様な読書活動を進めます。

ウ 全校一斉の読書活動は子どもたちが読書習慣を身につけ、読書力を高める上で有効なため、今後も継続して実施します。

エ 学校だよりや推薦図書リストの配布、保護者対象の講演会の開催などを通じ、保護者の読書への関心と理解が深まるように啓発します。

オ 司書教諭やその他の教職員、読書支援員を対象に、学校図書館の運営や、読書指導の実技等に関しスキル向上を図ります。

カ 障害のある子どもには、発達に資するため、障害の種類や程度に応じた図書を提供するなど、本に親しめる取り組みを行います。

※1 学校図書館法に基づき平成15年度以降、12学級以上の小・中学校に配置されることになりました。司書教諭は学校図書館の運営・活用の中心的な役割を担います。

## 4 地域、学校等の連携・協力

### 【現状と課題】

市立図書館からの団体貸し出しは、保育園、幼稚園、小・中学校などに広く利用されています。また、小・中学校が実施する読書週間関連事業に、図書館職員やボランティアを派遣し、読書朝会でのストーリーテリングや、読書教室でのブックトークなどを行っています。

一方市内には、子どもの読書活動に関する地域のボランティアがいて、小学校における読み聞かせなどの活動がされています。

川越市・坂戸市・鶴ヶ島市・日高市・川島町・毛呂山町・越生町では、連携して市・町立図書館の広域利用を進める「レインボーライブラリー」の体制が確立しています。

また、この広域協定と同じく東松山市・鳩山町との相互利用協定、さらに、大学図書館（城西大学水田記念図書館、女子栄養大学図書館、大東文化大学東松山図書館）との利用協定など、隣接する全ての公共図書館や大学図書館の利用が可能となっています。

### 【施策の方向】

引き続き小・中学校や、地域の公民館、児童館、さらに保護者や地域ボランティアと、さまざまな形での連携・協力を進めるとともに、近隣の公共図書館や大学図書館、高等学校、県立坂戸ろう学校との連携・協力を努めます。

### 【具体的な施策】

ア 小・中学校への団体貸し出しや読書教室への職員派遣、学校図書館主任会議への関与など、図書館と学校の連携・協力を進めます。

イ 学校教員や幼稚園教諭、保育士、学童保育指導員等の研修会に際し、市立図書館が職員派遣等の要請に応じます。

ウ 地域ボランティアの活動について支援します。

エ 大学図書館の地域連携協力図書館として、相互連携を推進します。

オ 市内の高等学校等との連携・協力を進めます。

## 第2章 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実

### 1 市立図書館の整備・充実

#### (1) 図書資料の整備・充実

##### 【現状と課題】

子どもの読書活動を推進するためには、豊富で多彩な図書資料を保有し、基本的な図書は、常時利用できる状態に保つことが必要です。また、児童書の購入に際しては、新刊書ばかりでなく既刊書も購入するなど、子どもの読書傾向に幅広く対応していく必要があります。

また、総合的な学習の時間をはじめ調べ学習が盛んになる中で、坂戸市の自然・歴史・文化財など広い分野が興味の対象になってきていますが、郷土資料の現状は大人向けに出版されたものがほとんどのため、小学生にも利用しやすい郷土資料の整備が課題となっています。

##### 【施策の方向】

児童書の整備は、引き続き計画的に進めます。またその際は、各年代別に幅広い収集と的確な選書に努めます。

このほか、郷土資料については、児童向け資料の収集・整備にも配慮します。

##### 【具体的な施策】

- ア 子どもの興味に応える、豊富で多彩な図書資料を計画的に整備します。
- イ 新刊書に加え、既刊書の購入も進めます。
- ウ 郷土資料のうち、児童向け資料の充実に努めます。
- エ 展示などを通じて、青少年が本と出会う機会を拡充します。

#### (2) 設備等の整備・充実

##### 【現状と課題】

中央図書館に設置されている児童コーナーには、親子が座って紙芝居などを見ることができるエリアもあります。しかし、施設は建築後31年が経過し、老朽化に加え本を読む場所の不足など、時代の変化に対応しきれていない面がでています。さらに図書の購入費についても十分な予算額の確保が難しくなっています。

#### 【施策の方向】

子どもが明るい雰囲気ですっきりと本が読むことができるよう、児童コーナーをはじめ施設の整備充実に努めます。また、施設の経年を考慮した、計画的な改修、修繕を実施します。

図書購入については、必要な予算の確保と効率的な執行に努めます。

#### 【具体的な施策】

ア 子どもの興味を喚起する新着コーナーやテーマ別の展示を行います。

イ 児童コーナーを充実し、明るい雰囲気ですっきりとしたものとし、利用しやすいものとします。

ウ 計画的な改修、修繕により、安全で快適な施設を維持します。

### (3) 司書の充実

#### 【現状と課題】

市立図書館の職員は、選書・収集・提供、利用者に対する読書相談、子ども読書活動に対する指導など、極めて重要な役割を果たしています。図書資料の充実に加え、専門的な知識・技術を持つ司書職員の適切な配置や育成を図っていく必要があります。

#### 【施策の方向】

司書職員の適正配置を進めるほか、職員研修を充実し、配置された司書のスキル底上げをはかります。司書の専門的な知識・技術を養成し、読書相談、行事運営等に活かします。

#### 【具体的な施策】

ア 司書の適切な配置に努めるとともに、研修等により専門的スキル向上を図ります。

イ 子どもや保護者の読書相談をはじめ、行事運営やブックリスト等の作成などに司書の知識技能を活かします。

### (4) 障害のある子どもたちのための諸条件の整備

#### 【現状と課題】

子ども読書活動の推進には、障害のあるなしにかかわらず、すべての子どもたちが本に親しめる環境を整備していく必要があります。

ハンディキャップサービス（※1）は、視覚障害者用の資料では、一般向けのものが中心で、子ども向けとしては、点字表記のある絵本や布の絵本など少数に限られているのが現状です。

車椅子での利用に関しては、段差解消はずいぶん進んでいますが、書架間隔の拡張、低書架の配置などさらに利用しやすい環境づくりが必要です。

聴覚障害者（児）に関しては、現在筆談が主なコミュニケーション手段となっていますが、手話による対応が望ましいところです。

### 【施策の方向】

誰もが本に親しめる環境づくりのため、ユニバーサル・デザインに基づく施設改善に引き続き努めるほか、図書館が行うハンディキャップサービスの充実を図ります。

読書活動の推進に協調して取り組むため、障害児が通う教育機関との連携にも配慮します。

### 【具体的な施策】

ア 視覚障害者（児）向けに、音訳やデージー資料（※2）、布の絵本の作成など資料の充実を図ります。またこのため音訳ボランティアの養成を進めます。

イ 点字図書館などとの相互貸借（※3）を活用し、利用の拡充を図ります。

ウ 肢体不自由者（児）向けには、ユニバーサル・デザインに基づき、段差解消など、車椅子をはじめ誰もが利用しやすい施設づくりに引き続き取り組みます。

エ 体が不自由で図書館まで来館できない子どもに対し、図書や音訳資料などの郵送サービスを行います。

オ 聴覚障害者（児）向けには、手話によるコミュニケーションが可能となるよう、研修などを通じ手話の習得に努めます。

カ 読書活動の推進に協調して取り組むため、県立坂戸ろう学校との連携・協力を進めます。

※1 図書館利用に何らかの支障がある方に対するサービス。視覚障害者への対面朗読、録音テープなどの資料や機器の貸出しを行っています。また、読書拡大器や大活字本もあります。

※2 デジタル音声情報システム：カセットテープなどのアナログデータに比べて、編集がしやすく、検索が容易で、音質が劣化せず、イン

ターネットを通じて配信することもできるなど利便性が高い。

※3 図書館相互で資料の貸借をすること。

## 2 学校図書館の整備・充実

### (1) 図書資料の整備・充実

#### 【現状と課題】

学校図書館には豊かな心を育む読書の場としての機能と、自主的・主体的な学習活動を支援する学習情報の場としての機能があります。学校図書館は各校それぞれの特色を生かした運営がされており、運営の形態や、利用の多寡もまちまちとなっています。

図書の購入に際しては、学校教育課により集中購入していますが、蔵書の実数管理については、各校ごとの学校図書室のシステム導入に伴い正確が期待されることとなりました。

#### 【施策の方向】

「学校図書館図書基準」(※1)に基づき、図書資料の整備・充実に努めます。整備・充実に当たっては、各学年別に幅広い収集と的確な選書に努めます。

#### 【具体的な施策】

ア 「学校図書館図書基準」を満たしていない学校については、早期充足をめざし、図書資料の計画的な整備・充実を進めます。

イ 新刊書に加え、古くなった既刊書の買い替え等も進めます。

※1 平成5年3月に文部省(当時)が公立の義務教育諸学校において、学校図書館の整備を図る際の目標として設定したもの。

### (2) 設備等の整備・充実

#### 【現状と課題】

学校図書館は子どもたちにとって「心のオアシス」となるよう、読書に適した好ましい環境を提供していく必要があります。各小・中学校では司書教諭や読書支援員が中心となり運営が行われていますが、学校施設の一部であるため抜本的な改善となると、校舎改修の時期に合わせて行うため、現状の



中ででき得る努力が必要となっています。

#### 【施策の方向】

学校図書館の設備等の充実を進め、児童・生徒が利用しやすい環境づくりに努めます。

児童・生徒の自主的運営と利用拡大と、保有資料の有効活用に資するため、学校図書館システムを活用した学校図書館運営を推進します。

#### 【具体的な施策】

ア 学校図書館の設備等の整備・充実を引き続き進めます。

イ 学校図書館システムの効果的な運用を図ります。またこれにより学校図書館運営に関し、児童・生徒の自主性を育成します。

### (3) 司書教諭等図書館担当職員の充実

#### 【現状と課題】

本市では、平成15年度以降12学級以上の小・中学校に司書教諭が配置され、平成20年度からは小学校に、平成26年度からは中学校に学校読書活動支援員が配置されるなど、子どもの読書推進に向け、機能の整備、充実が図られています。

読書支援員については、複数の学校を兼務している例もあり、学校図書館の機能を果たす点では、充分とは言えない状況もあります。

#### 【施策の方向】

子どもの読書活動を推進するためには、共通認識のもと一体的に取り組むことが求められます。このため学校内の意識醸成に努めるほか、司書教諭等図書館担当職員の資質向上を図ります。

司書教諭等を補助する読書支援員の適正配置を進め、学校図書館が充分機能を果たすよう努めます。

#### 【具体的な施策】

ア 司書教諭等図書館担当職員を中心とし、校内の意識醸成を進めるとともに、推進体制づくりに努めます。

イ 読書支援員の適正配置により、児童・生徒の学校図書館利用の便に資するとともに、好ましい読書環境づくりを進めます。

ウ 学校応援団等、読書活動に協力いただける地域ボランティアの活用を進めます。

#### (4) 障害のある子どもたちのための諸条件の整備

##### 【現状と課題】

障害のある子どもについては、障害の程度や発達段階に応じた読書活動ができるよう、個々の子どもに適した方法と資料で、担当教員や読書支援員による読書活動が行われています。

学校図書館では、大型絵本や紙芝居などの資料が用意されていますが、必ずしも充分と言えるものではありません。

##### 【施策の方向】

障害のある子どもたちが、障害の種類や程度、発達段階に応じた読書活動が十分にできるような、適切な図書を整備します。

##### 【具体的な施策】

ア 個々の子どもに適した、きめ細かな指導のための資料整備に努めます。

### 第3章 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進

#### 1 「子ども読書の日」を中心とした啓発・広報

##### 【現状と課題】

図書館では、子ども読書の日（4月23日）にちなんだ企画として、図書館まつりを開催し、お話し会をはじめとする催しを行っています。さらに館内では、「子ども読書の日」をPRするため、企画展示等を実施しています。

小・中学校では読書集会、読み聞かせ、全校一斉読書、教員による本の紹介、学校図書館での特別展示などが行われています。

子どもの読書活動については、通年で取り組むべきなのはもちろんですが、子ども読書の日は、子ども読書の大切さについて啓発するよい契機であり、このような取り組みを一層充実していくのは、意義のあることです。

##### 【施策の方向】

「子ども読書の日」に関し、すでに実施している学校の取り組みを紹介し

ながら、多くの小・中学校に行動が広がるよう努めます。

また、図書館から「子ども読書の日」にちなんだ催し等を企画するのをはじめ、広報やホームページ、図書館だよりを通じ、年間をとおして市民や利用者に広く啓発します。

#### 【具体的な施策】

ア 市立図書館や学校等で「子ども読書の日」を中心とした催しや様々な企画をさらに推進します。またそれを広くPRします。

イ 市広報や図書館のホームページ、図書館だよりに、子ども読書活動の大切さに関する啓発記事を掲載し、図書情報やイベント情報を発信します。

## 2 優良な図書の普及

#### 【現状と課題】

市立図書館が作成するブックリスト「絵本だーい好き」は、0歳から2歳までの乳幼児を対象に、子ども向け絵本や父母向けの本を紹介しています。

小・中学校では推薦図書リストや学校だよりなどで子どもたちや保護者に向けて優良な図書の紹介を行っています。

#### 【施策の方向】

ブックリスト「絵本だーい好き」は、定期的に内容を見直しながら継続していきます。

優良な図書の紹介については、今後も様々な方法を工夫していきます。

#### 【具体的な施策】

ア ブックリスト「絵本だーい好き」について、乳児向けに加え、3・4・5歳の幼児向け版についても発行します。

イ 学校等や公民館などに対する推薦図書リストの配布や新着本の紹介を充実します。

## 第4章 子どもが読書に親しむための推進体制の整備

#### 【現状と課題】

学校教育や社会教育、家庭教育関係者等を構成員とする坂戸市立図書館協議会（委員10名、任期2年）において、子どもの読書活動の推進に向けた協議が行われています。

**【施策の方向】**

本計画を効率的かつ効果的に推進するために、図書館協議会において協議していきます。

**【具体的な施策】**

- ア 子どもの読書活動の実践については、図書館協議会において毎年度進捗状況について協議し、翌年度に反映します。
- イ 計画推進にあたっては、利用者や子どもへのアンケートなどを適宜実施し、意向把握に努めます。

## 第3部 資料

### 1 坂戸市子ども読書活動推進計画の体系

#### 【基本の方針】

#### 1 家庭・地域、学校における子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

##### 【推進の柱】

##### 1 家庭における推進

###### 【主な施策】

- ・ 子どもの読書についての啓発や推進
- ・ 子どもの読書に関わる取り組みの奨励
- ・ ボランティア参加への奨励
- ・ 保護者同士の交流の推進

##### 2 地域における推進

###### 【小柱】

###### 市立図書館における推進

- ・ 発達段階に応じた児童サービスの充実
- ・ 図書館利用に障害のある子どもへのサービスの充実
- ・ 地域ボランティアの支援
- ・ 職員、ボランティア等に対するスキル向上、育成、活用

###### 公民館、児童館、その他施設における推進

- ・ 図書資料の拡充
- ・ 幼児、児童対象事業等の内容の充実

##### 3 学校等における推進

###### 保育園や幼稚園における推進

- ・ 絵本に触れる機会の充実
- ・ 園児に薦める本の紹介
- ・ 絵本コーナーの充実

###### 小・中学校における推進

- ・ 優良図書の紹介など、学校図書館の利用の促進
- ・ 全校一斉の読書活動の継続実施
- ・ 保護者への啓発
- ・ 障害のある子どもへの適切な資料提供

##### 4 地域、学校等の連携・協力

- ・ 市立図書館と学校の連携・協力の推進
- ・ 教員や保育士等の研修会への職員等の派遣
- ・ 地域ボランティアへの活動支援

#### 2 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実

##### 1 市立図書館の整備・充実

###### 図書資料の整備・充実

- ・ 豊富で多彩な図書資料の計画的な整備
- ・ 郷土資料のうち、児童向け資料の充実

###### 設備等の整備・充実

- ・ 新着コーナーやテーマ別展示の充実
    - ・ 安全で快適な施設の維持
  - 司書の充実
    - ・ 司書の業務に関する専門的な知識・技術の向上
  - 障害のある子どもたちのための諸条件の整備
    - ・ ハンディキャップサービスの向上
    - ・ 県立坂戸ろう学校との連携・協力の推進
- 2 学校図書館の整備・充実
  - 図書資料の整備・充実
    - ・ 「学校図書館図書基準」に基づいた図書資料の整備
    - ・ 既刊書の買い替えの推進
  - 設備等の整備・充実
    - ・ 学校図書館の整備・充実の推進
    - ・ 学校図書館システムを活用した学校図書運営の推進
  - 司書教諭等図書館担当職員の充実
    - ・ 図書館担当職員を中心とした推進体制の確立
    - ・ 読書支援員の適正配置の推進
    - ・ 地域ボランティアの活用
  - 障害のある子どもたちのための諸条件の整備
    - ・ きめ細かな指導のための資料整備
- 3 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進
  - 1 「子ども読書の日」を中心とした啓発・広報
    - ・ 「子ども読書の日」を中心とした取り組みの推進
    - ・ 坂戸市広報・ホームページ等による啓発・広報
  - 2 優良な図書の普及
    - ・ ブックリストの作成・拡充
    - ・ 推薦図書リストの配布や新着本の紹介の充実
- 4 子どもが読書に親しむための推進体制の整備
  - ・ 子ども読書活動の把握・更改

坂戸市子ども読書活動推進計画

平成28年3月

坂戸市立図書館

坂戸市仲町1-23  
電話049-281-6369